

官業労働總同盟綱領及規約

綱 領

- 一、團結の力に依り着實なる方法を以て労働條件の維持改善並に社會改造の目的を貫徹する事
- 二、組織なき官公業労働者に團結を促すと共に純真なる他の労働團體と提携して共同戦線に就く事
- 三、加盟團體の統一を圖ると共に官公業労働者に共通せる各種の労働問題を解決する事

規 約

- 第一條 本同盟ハ官業労働總同盟ト稱シ本部ヲ當分ノ内大阪ニ置ク
- 第二條 本同盟ハ官公業ニ従事スル労働者ノ團體ヲ以テ組織ス
- 第三條 本同盟ハ本同盟ノ綱領及主張ノ實現ヲ圖ル以テ目的ス
- 第四條 本同盟ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ機關ヲ置ク
 - 一、大會
 - 二、中央委員會
 - 三、専門部會
- 一、大會ハ本同盟最高ノ決議機關ニシテ役員及各加盟組合選出ノ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回委員長之ヲ召集ス
- 但シ中央委員會ガ必要ト認メタル時ハ臨時大會ヲ開催スル事ガ出來ル
- 各加盟組合ハ左ノ標準ヲ代議員ヲ選出スル事
- 組合員五百名以下ノ組合ハ三名、同千名以下ノ組合ハ五名、同千名以上ハ三百名ヲ増ス毎ニ一名ヲ増ス

二、中央委員會ハ大會閉會中ノ決議機關ニシテ本同盟ノ委員長、主事、書記、會計、及中央委員ヲ以テ組織シ委員長ガ召集ス

各加盟組合ハ左ノ標準ヲ中央委員ヲ選出ス

地方別ニ組合員五十名以内ヨリ一名、五十名以上ハ二千以内ヲ増ス毎ニ一名ヲ増ス

但シ二個以上ノ組合ヲ代表スル中央委員ハ委員會ニ出席以上十名選出組合ト議案ニ就テ決議シナケ

ヤトセバ

第五條 専門部

中央委員會ノ下ニ左ノ各部ヲ置キ各役員ハ中央委員ニ於テ選任ス

- (イ) 政治部、
- (ロ) 國際部、
- (ハ) 組織部、
- (ニ) 教育部、
- (ホ) 調査部、

第七條 本同盟ニ左ノ役員ヲ置ク

名譽會長 一名、 委員長 一名、 主事 一名、 會計 一名、 書記 一名、

第八條 中央委員 若干名、 會計監査 若干名

本同盟役員ノ任期ハ一年トシ毎年一回大會ニ於テ選舉シ兼任ヲ妨ゲス

第九條 但シ大會閉會中ニ必要ノ生ジタル場合ハ中央委員會ニ於テ選出スル事ガ出來ル

委員長ハ本同盟ヲ代表シ會務ヲ統シ一切ノ實ニ任ジ

第十條 主事ハ委員長ノ指示ヲ受ケ全般ノ會務ヲ處理シ委員長事故アル時其ノ代理ヲナス

書記ハ委員長、主事ノ事務ヲ補佐ス

第十一條 中央委員ハ連帶ノ責任ヲ以テ會務ヲ執行スル

第十二條 會計ハ本同盟ノ收支會計其他財産管理ニ關スル一切ノ事務ヲ司ル

第十三條 本同盟ノ加盟組合ニシテ同一地方ニ二個以上ノ組合ハ地方聯合會ヲ組織シナケレバナラズ